

神崎町プレミアム付商品券発売！

販売内容 1セット10,000円（1人3セットまで）※4,500セットを販売
1セット1,000円券×13枚（13,000円分）

【内訳】中小加盟店専用券（1,000円×7枚＝7,000円分）

大型店等・全加盟店共通券（1,000円券×6枚＝6,000円）

○加盟店については今後チラシ等でお知らせします。

※大型店等とは、ヤックス神崎店・ナリタヤ神崎店・道の駅発酵の里こうざき及びファミリーマート・セブンイレブン千葉神崎店・ミニストップ神崎郡店とする。

商品券の使用期間 7月1日⑥～12月31日⑥

購入方法

販売期間 6月27日④ 完売次第終了

販売時間 9：00～16：00（予定）

販売場所 神崎ふれあいプラザ

（※以降残券がある場合は神崎町商工会窓口にて平日9:00～16:00に販売）

購入できる人 神崎町内居住者（健康保険証・運転免許証・身分証明書等で確認）

※町内の多くの事業所で利用出来るよう、取扱店を募集します。6月12日⑤までに下記へご連絡ください。

○問合せ 神崎町商工会事務局 ☎⑦2 5 4 8

1万円が1万3千円になる
すごいお得な商品券じゃ！



戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金支給のお知らせ

戦没者等のご遺族に第十回特別弔慰金（記名国債）が支給されます。なお第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔意の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期限 平成30年4月2日まで

（期限を超過しますと第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。）

○請求及び

問合せ窓口 保健福祉課 ☎⑦1 6 0 3